平成２５年（フ）第８２２７号
東京都昭島市昭和町５丁目10―５―102
債務者　秋山　優作
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２２８号
千葉県習志野市藤崎２丁目10―12―206
債務者　鈴木　　摂
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２３２号
千葉県野田市山崎2695―１　ホームタウン野田亀山Ｂ205
債務者　洞毛　一騎
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２３３号
東京都杉並区永福１丁目32―７　永福ガーデンハウスＡ―102
債務者　石川　幸示
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２３４号
東京都東村山市多摩湖町４丁目３―１　多摩湖町４丁目アパート３―401
債務者　鈴木由美子
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２３５号
東京都町田市成瀬1152―２―８―402
債務者　森下　　守
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２３６号
東京都町田市成瀬1152―２―８―402
債務者　森下　教子
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２３８号
東京都中野区沼袋１丁目29―14―106
債務者　岩下　敏亮
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２４０号
千葉県船橋市習志野２丁目８―２―203
債務者　山口由美子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２４２号
東京都世田谷区駒沢２丁目53―９―101
債務者　井上　康子
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２４４号
東京都葛飾区南水元４丁目12―15―201
債務者　朝倉　一嘉
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２５０号
埼玉県新座市北野２丁目14番８号　介護老人保健施設四季の里、住民票上の住所埼玉県新座市栗原６丁目１―17―202
債務者　高橋　　順
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２５７号
東京都江戸川区松島３―32―６―103、住民票上の住所埼玉県草加市谷塚町731―１　グリーンアベニュー谷塚３号棟504
債務者　成島　聖也
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２５９号
東京都江戸川区北小岩５丁目29―５―102
債務者　菊地　直人
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２６３号
東京都世田谷区用賀３丁目８―14　メゾンドール用賀Ｂ202
債務者　市原　夏枝
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部